

## 市川市地域防災計画（震災編） 新旧対照表

ページ	修正箇所	現行	修正後
P2	防災体制における基本的な用語	○市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮し、避難所として指定・開設する施設（市内に <u>88 箇所</u> を指定）	○市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮し、避難所として指定・開設する施設（市内に <u>92 箇所</u> を指定）
P25	第 2 章 計画の主旨	<p>第 3 計画の体系</p> <p><u>システム・受援班</u></p> <p>・<u>情報システムの維持・強化</u></p> <p>・<u>ボランティアとの協力体制の整備</u></p> <p>業務継続班</p> <p>・業務継続関係</p> <p>—</p> <p>—</p> <p><u>帰宅困難者・外国人対応班</u></p> <p>・<u>帰宅困難者対策の推進</u></p> <p>・<u>外国人（訪日外国人も含む。）への支援対策の推進</u></p> <p>被災生活支援本部</p> <p>・職員の研修</p> <p>・活動体制の整備</p> <p>・女性への配慮の検討</p> <p>・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進</p> <p>・事業所における防災対策の促進</p> <p>・保育園における防災対策の推進</p> <p>・子どもへの配慮の検討</p> <p>・ペット対策の推進</p> <p>・高齢者、要介護者等への支援対策の推進</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>第 3 計画の体系</p> <p>（削除）</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>業務継続班</p> <p>・業務継続関係</p> <p>・<u>情報システムの維持・強化</u></p> <p>・<u>ボランティアとの協力体制の整備</u></p> <p>（削除）</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>被災生活支援本部</p> <p>・職員の研修</p> <p>・活動体制の整備</p> <p>・女性への配慮の検討</p> <p>・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進</p> <p>・事業所における防災対策の促進</p> <p>・保育園における防災対策の推進</p> <p>・子どもへの配慮の検討</p> <p>・ペット対策の推進</p> <p>・高齢者、要介護者等への支援対策の推進</p> <p>・<u>帰宅困難者対策の推進</u></p> <p>・<u>外国人（訪日外国人も含む。）への支援対策の推進</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
P27	第2章第1節	<p>1 崖、擁壁等の崩壊防止（被災市街地対応本部）</p> <p><u>令和4年4月1日現在、市内には88箇所のがけ崩れ警戒区域が把握されており、うち55箇所が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている。これらの崖地についても崩壊防止対策を進めている。</u></p> <p>—</p>	<p>1 崖、擁壁等の崩壊防止（被災市街地対応本部）</p> <p><u>また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、令和5年4月1日現在、市内の55箇所が千葉県により土砂災害警戒区域（特別警戒区域）に指定されている。</u></p> <p><u>その他にも、土砂災害警戒区域に指定はされていないものの、未整備である等、注意が必要になるがけ地を市独自で把握しており、それらのがけ地についても所有者や付近住民に対応を呼びかける等、順次対策を進める。</u></p>
P30	第2章第1節	<p>2 ライフライン施設の安全化</p> <p>(2) 下水道施設（被災市街地対応本部）</p> <p>下水道総合地震対策計画に基づき、<u>ポンプ場、処理場、管路施設、マンホールの耐震性の強化及び液状化対策や施設のネットワーク化等の対策について検討を進める。</u></p>	<p>2 ライフライン施設の安全化</p> <p>(2) 下水道施設（被災市街地対応本部）</p> <p>下水道総合地震対策計画に基づき、<u>_____ 管路施設、マンホールの耐震性の強化及び液状化対策や施設のネットワーク化等の対策について検討を進める。</u></p>
P33	第2章第1節	<p>1 <u>本庁舎の安全安心拠点化（災害対応事務局）</u></p> <p><u>本庁舎の建替え等の検討を進める中で、電気・水道・ガス等のライフラインのバックアップ機能を積極的に導入し、防災拠点機能の充実に努め、震災時には本市全域における災害応急対策活動の中核拠点となれるよう整備を進めていく。</u></p>	<p>1 <u>第1庁舎の安全安心拠点化（予算・調査班）</u></p> <p><u>第1庁舎については、建替え時に電気及び水道のバックアップ機能を積極的に導入し、防災拠点機能の充実に努めてきた。</u></p> <p><u>震災時は、本市全域における災害応急対策活動の中核拠点となれるよう適切な維持・管理に努めていく。</u></p>
P33	第2章第1節	<p>避難所【災害種別ごとの箇所数】</p> <p>○地震 <u>88</u>箇所 ○津波 <u>88</u>箇所 ○江戸川氾濫 <u>85</u>箇所○真間川氾濫 <u>86</u>箇所 ○高潮 <u>86</u>箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>70</u>箇所</p>	<p>避難所【災害種別ごとの箇所数】</p> <p>○地震 <u>92</u>箇所 ○津波 <u>92</u>箇所 ○江戸川氾濫 <u>89</u>箇所○真間川氾濫 <u>88</u>箇所 ○高潮 <u>90</u>箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>74</u>箇所</p>
P37	第2章第2節	<p>第2 協力体制の整備</p> <p>2 他自治体等との協力体制の整備</p> <p>(3) <u>受援計画の作成</u></p> <p><u>災害の規模や被災地のニーズに応じて、救援部隊や他自治体等、関係機関からの応援を円滑に受け取ることができるよう受援計画の策定に努める。</u></p>	<p>第2 協力体制の整備</p> <p>2 他自治体等との協力体制の整備</p> <p>(3) <u>受援計画の活用</u></p> <p><u>「市川市災害時受援計画」を基に、災害の規模や被災地のニーズに応じて、救援部隊や他自治体等、関係機関からの応援を円滑に受け取ることができるよう、体制の整備に努める。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
P38	第2章第2節	<p>第2 協力体制の整備</p> <p>4 ボランティアとの協力体制の整備</p> <p>(2) 市内ボランティア団体との連携</p> <p>令和4年4月1日現在、市内に368のボランティア団体が把握されており、そのうち74団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。</p>	<p>市内ボランティア団体との連携</p> <p>4 ボランティアとの協力体制の整備</p> <p>(2) 市内ボランティア団体との連携</p> <p>令和5年7月1日現在、市内に368のボランティア団体が把握されており、そのうち67団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。</p>
P45	第2章第2節	<p>第7 避難体制の整備</p> <p>3 避難所の開設及び運営体制の整備</p> <p>(4) ペット対策</p> <p>ペット同行__避難所を受け入れる体制を整備する。</p> <p>4 ペット対策の整備</p> <p><u>「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、次の取組みを進める。</u></p> <p>(2) ペット同行避難の周知</p> <p>飼い主責任の原則の下、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認めるとともに、<u>飼い主に対し「同行避難」を周知する。なお、人に危害を加えるおそれのあるペット等の避難所等への同行避難は禁止とする。</u></p> <p>(3) ペット避難所の開設場所</p> <p><u>「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、小学校等の避難所に開設する。</u></p> <p>—</p>	<p>第7 避難体制の整備</p> <p>3 避難所の開設及び運営体制の整備</p> <p>(4) ペット対策</p> <p>ペット同行・<u>同伴避難所</u>を受け入れる体制を整備する。</p> <p>4 ペット対策の整備</p> <p><u>「ペット同行避難者の受入方法等に関する手引き」および「ペット同伴避難所受入れの手引き」に基づき、次の取組みを進める。</u></p> <p>(2) ペット同行・<u>同伴避難</u>の周知</p> <p>飼い主責任の原則の下、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認めるとともに、<u>一部の避難所では、ペットと同じ空間で過ごす「同伴避難」ができる旨を周知する。</u></p> <p>なお、<u>避難所となる施設の特性や状況によっては、ペットとの同行避難が認められない場合もある旨や、人に危害を加えるおそれのあるペット等との避難所への避難は禁止とする旨も合わせて周知する。</u></p> <p>(3) ペット同行避難に関わる受入れ先の確保</p> <p><u>「ペット同行避難者の受入方法等に関する手引き」に基づき、小学校等の避難所内の一画に、ペットを飼育できる場所を確保する。</u></p> <p>(4) ペット同伴避難所の整備</p> <p><u>「ペット同伴避難所受入れの手引き」に基づき、ペットと同伴避難ができる避難所を整備する。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
P63	第3章第1節	災害対策本部の設置基準 自動設置 ①本市及び周辺域で、震度5強以上の地震が発生した場合 ②津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」が発表された場合 — ③市内において、地震や津波による大規模災害発生のおそれがある場合	災害対策本部の設置基準 自動設置 ①本市及び周辺域で、震度5強以上の地震が発生した場合 ②津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」が発表された場合 ③「 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> 」で「 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> 」が発表された場合 ④市内において、地震や津波による大規模災害発生のおそれがある場合
P67	第3章第1節	第2 災害対策本部の設置 各対応本部・拠点の組織構成 基本的な役割 災害対応事務局 …… ▶本部会議の運営に関すること — ▶避難情報の発令準備に関すること  被災生活支援本部 …… ▶ペット対策に関すること — —	第2 災害対策本部の設置 各対応本部・拠点の組織構成 基本的な役割 災害対応事務局 …… ▶本部会議の運営に関すること ▶ <u>防災行政無線、緊急速報メールの発信に関すること</u> ▶避難情報の発令準備に関すること  被災生活支援本部 …… ▶ペット対策に関すること ▶ <u>帰宅困難者の支援に関すること</u> ▶ <u>外国人の支援に関すること</u>
P68	第3章第1節	3 各対応本部・拠点の組織構成 本市の災害対応体制及び所掌事務 本部直轄班 広報班 ▶ 本部長等のスケジュール管理に関すること ▶ 記者発表、取材対応、報道機関への広報依頼に関すること ▶ 災害ポータルページの更新に関すること ▶ メール情報配信サービス、 <u>緊急速報メール</u> の配信に関すること ▶ SNSの配信に関すること ▶ 広報車・広報紙等による市民への広報に関すること	3 各対応本部・拠点の組織構成 本市の災害対応体制及び所掌事務 本部直轄班 広報班 ▶ 本部長等のスケジュール管理に関すること ▶ 記者発表、取材対応、報道機関への広報依頼に関すること ▶ 災害ポータルページの更新に関すること ▶ メール情報配信サービス_____の配信に関すること ▶ SNSの配信に関すること ▶ 広報車・広報紙等による市民への広報に関すること

ページ	修正箇所	現行	修正後
P68	第3章第1節	<u>システム・受援班</u> ▶ <u>応急対策活動に係る情報システムの維持管理に係ること</u> ▶ <u>災害情報のモニタリング・分析に関すること</u> ▶ <u>市民ニーズの分析に関すること</u> ▶ <u>災害対応事務局との総合調整・支援に関すること</u> ▶ <u>ボランティアの受け入れに関すること</u> ▶ <u>応援・受援に関すること</u>	(削除) ※業務継続班へ統合
P69	第3章第1節	3 各対応本部・拠点の組織構成 本市の災害対応体制及び所掌事務 業務継続班 ▶ 業務継続に関すること — — — 帰宅困難者・外国人対応 ▶ <u>帰宅困難者の支援に関すること</u> ▶ <u>外国人の支援に関すること</u>	3 各対応本部・拠点の組織構成 本市の災害対応体制及び所掌事務 業務継続班 ▶ 業務継続に関すること ▶ <u>応援・受援に関すること</u> ▶ <u>ボランティアの受け入れに関すること</u> ▶ <u>情報システムの維持管理に関すること</u> (削除) — —
P72	第3章第1節	第1 配備体制 参集対象職員 ○災害対応事務局 ○ <u>広報班</u> ○ <u>システム・受援班</u> ○被災市街地対応本部 ○消防本部 ○ <u>行徳本部</u> 上記の所属職員で予め定められた職員 災害対策本部体制 気象庁の発表等 ○本市域で「震度5強以上」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」が発表された場合 ○「 <u>南海トラフ地震に関する情報</u> 」(臨時)が発表された場合  ○地震又は津波により局地災害が発生するおそれがある場合、津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めた場合	第1 配備体制 参集対象職員 ○災害対応事務局 — — ○被災市街地対応本部 ○消防本部 — 上記の所属職員で予め定められた職員 災害対策本部体制 気象庁の発表等 ○本市域で「震度5強以上」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」が発表された場合 ○「 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> 」で「 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u> 」が発表された場合 ○地震又は津波により局地災害が発生するおそれがある場合、津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めた場合

ページ	修正箇所	現行	修正後
P148	巻末資料	第1 避難場所・避難所一覧（1） — — — —	第1 避難場所・避難所一覧（1） ※追加 <u>J:COM 北市川スポーツパーク</u> <u>大柏川ビジターセンター</u> <u>市民プール</u> <u>クリーンセンター(管理棟)</u>
P153	巻末資料	第3 福祉避難所一覧 No21 <u>保健医療福祉センター</u>	第3 福祉避難所一覧 No21 <u>タムス市川リハビリテーション病院</u>

<その他修正事項>

○組織改正に伴う名称変更等

- ・広報室 ⇒ 市長公室
- ・管財部（新設）
- ・情報政策部 ⇒ 情報管理部
- ・文化スポーツ部 ⇒ 文化国際部
- ・スポーツ部（新設）
- ・経済部、観光部 ⇒ 観光経済部
- ・こども政策課部 ⇒ こども部
- ・水と緑の部 ⇒ 下水道部

○その他内容の変更を伴わない軽微な修正

市川市地域防災計画（風水害等編） 新旧対照表

ページ	修正箇所	現行	修正後
表紙	—	市川市地域防災計画（風水害等編） _	市川市地域防災計画 風水害等編（水防計画）_
P2	防災体制における基本的な用語	○市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮し、避難所として指定・開設する施設（市内に 88 箇所を指定）	○市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮し、避難所として指定・開設する施設（市内に 92 箇所を指定）
P 7	第 1 章 第 4 節	第 1 定期的な計画内容の見直し 2 各関係機関による見直し …なお、本計画は水防計画を包括した地域防災計画（風水害等編）であり、必要に応じて水防計画の項目について見直しを行い、水防協議会への報告を得て、計画の修正を行うものとする。	第 1 節 定期的な計画内容の見直し 2 各関係機関による見直し …（削除）
P31	第 2 章 計画の主旨	第 3 計画の体系 <u>システム受援班</u> ・ <u>情報システムの維持・強化</u> ・ <u>ボランティアとの協力体制の整備</u> 業務継続班 ・業務継続関係 — — <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> ・ <u>帰宅困難者対策の推進</u> ・ <u>外国人（訪日外国人も含む。）への支援対策の推進</u> 被災生活支援本部 ・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の推進 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進 — —	第 3 計画の体系 （削除） — — 業務継続班 ・業務継続関係 <u>情報システムの維持・強化</u> <u>ボランティアとの協力体制の整備</u> （削除） — — 被災生活支援本部 ・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の推進 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進 <u>帰宅困難者対策の推進</u> ・ <u>外国人（訪日外国人も含む。）への支援対策の推進</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
P37	第2章 第1節	<p>第2 土砂災害の予防</p> <p>3 その他の予防対策</p> <p>…</p> <p>また、市内には、88 箇所のがけ崩れ警戒区域が把握されており、それらの崖地についても順次崩壊防止対策を進めるとともに、崖、擁壁の崩壊による災害の発生を未然に防止する対策を進める。</p>	<p>第2 土砂災害の予防</p> <p>3 その他の予防対策</p> <p>…</p> <p>また、土砂災害警戒区域に指定はされていないものの、未整備である等、注意が必要になるがけ地を市独自で把握しており、それらのがけ地についても所有者や付近住民に対応を呼びかける等、順次対策を進める。</p>
P40	第2章 第1節	<p>2 第1 庁舎の安全安心拠点化（災害対応事務局、関係本部）</p> <p>風水害時に本市全域における災害応急対策活動の中核拠点となることから、電気・水道・ガス等のライフラインのバックアップ機能を積極的に導入する。</p>	<p>2 第1 庁舎の安全安心拠点化（予算・調査班）</p> <p>風水害時に本市全域における災害応急対策活動の中核拠点となることから、電気及び水道のバックアップ機能を積極的に導入する。</p>
P40	第2章 第1節	<p>第5 防災拠点施設・空間の整備</p> <p>3 防災拠点施設の整備</p> <p>避難所【災害種別ごとの箇所数】</p> <p>○地震 88 箇所 ○津波 88 箇所 ○江戸川氾濫 85 箇所○真間川氾濫 86 箇所 ○高潮 86 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 70 箇所</p>	<p>第5 防災拠点施設・空間の整備</p> <p>3 防災拠点施設の整備</p> <p>避難所【災害種別ごとの箇所数】</p> <p>○地震 92 箇所 ○津波 92 箇所 ○江戸川氾濫 89 箇所○真間川氾濫 88 箇所 ○高潮 90 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 74 箇所</p>
P44	第2章 第2節	<p>第2 協力体制の整備</p> <p>2 他自治体等との協力体制の整備</p> <p>(3) 受援計画の作成</p> <p>災害の規模や被災地のニーズに応じて、救援部隊や他自治体等、関係機関からの応援を円滑に受け取ることができるよう受援計画の策定に努める。</p>	<p>第2 協力体制の整備</p> <p>2 他自治体等との協力体制の整備</p> <p>(3) 受援計画の活用</p> <p>「市川市災害時受援計画」を基に、災害の規模や被災地のニーズに応じて、救援部隊や他自治体等、関係機関からの応援を円滑に受け取ることができるよう、体制の整備に努める。</p>
P45	第2章 第2節	<p>第2 協力体制の整備</p> <p>4 ボランティアとの協力体制の整備</p> <p>(2) 市内ボランティア団体との連携</p> <p>令和4年4月1日現在、市内に368のボランティア団体が把握されており、そのうち74団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。</p>	<p>市内ボランティア団体との連携</p> <p>4 ボランティアとの協力体制の整備</p> <p>(2) 市内ボランティア団体との連携</p> <p>令和5年7月1日現在、市内に368のボランティア団体が把握されており、そのうち67団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。</p>
P50	第2章 第2節	<p>第6 避難体制の整備</p> <p>3 避難所の開設及び運営体制の整備</p> <p>(5) ペット対策</p> <p>ペット同行_避難者を受け入れる体制を整備する。</p>	<p>第6 避難体制の整備</p> <p>3 避難所の開設及び運営体制の整備</p> <p>(5) ペット対策</p> <p>ペット同行・同伴避難者を受け入れる体制を整備する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
P50 ～51	第2章 第2節	<p>第6 避難体制の整備</p> <p>4 ペット対策の整備</p> <p><u>「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、次の取組みを進める。</u></p> <p>(2) <u>ペット同行避難の周知</u></p> <p>飼い主責任の原則の下、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認めるとともに、<u>飼い主に対し「同行避難」を周知する。なお、人に危害を加えるおそれのあるペット等の避難所等への同行避難は禁止とする。</u></p> <p>(3) <u>ペット避難所の開設場所</u></p> <p><u>「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、小学校等の避難所に開設する。</u></p> <p>—</p>	<p>第6 避難体制の整備</p> <p>4 ペット対策の整備</p> <p><u>「ペット同行避難者の受入方法等に関する手引き」および「ペット同伴避難所受入れの手引き」に基づき、次の取組みを進める。</u></p> <p>(2) <u>ペット同行・同伴避難の周知</u></p> <p>飼い主責任の原則の下、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認めるとともに、<u>一部の避難所では、ペットと同じ空間で過ごす「同伴避難」ができる旨を周知する。</u></p> <p><u>なお、避難所となる施設の特長や状況によっては、ペットとの同行避難が認められない場合もある旨や、人に危害を加えるおそれのあるペット等との避難所への避難は禁止とする旨も合わせて周知する。</u></p> <p>(3) <u>ペット同行避難に関わる受入れ先の確保</u></p> <p><u>「ペット同行避難者の受入方法等に関する手引き」に基づき、小学校等の避難所内の一画に、ペットを飼育できる場所を確保する。</u></p> <p>(4) <u>ペット同伴避難所の整備</u></p> <p><u>「ペット同伴避難所受入れの手引き」に基づき、ペットと同伴避難ができる避難所を整備する。</u></p>
P70	第3章 第1節	<p>第1 災害対策本部設置前の体制（水防組織）</p> <p>2 第1 配備体制（警戒本部体制）</p> <p>気象警報等が発表された場合等、<u>危機管理監の発令に基づき、災害対応事務局、広報班、システム・受援班、消防本部（通常体制）、被災市街地対応本部、行徳本部</u>を設置する。</p> <p>(2) <u>発令権者</u></p> <p><u>災害体制協議会で協議し、危機管理監が発令する。</u></p> <p><u>ただし、災害体制協議会を開催する時間的余裕がない場合又は夜間・休日等の閉庁間は、危機管理監が危機管理室長と協議し発令する。</u></p> <p>(3) <u>災害体制協議会の開催基準</u></p> <p>—</p>	<p>第1 災害対策本部設置前の体制（水防組織）</p> <p>2 第1 配備体制（警戒本部体制）</p> <p>気象警報等が発表された場合等、（削除）<u>災害対応事務局、（削除）消防本部（通常体制）、被災市街地対応本部、（削除）</u>を設置する。</p> <p>（削除）</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(2) <u>配備基準</u></p> <p><u>次のいずれかに該当した場合</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
P71	第3章 第1節	<p>第1 災害対策本部設置前の体制（水防組織）</p> <p>3 第2 配備体制（緊急活動本部体制）  <u>小規模な道路冠水や家屋への浸水等の被害が発生するおそれのある場合又は発生した場合</u>、危機管理監の発令に基づき、災害対応事務局、広報班、<u>システム・受援班、業務継続班、予算・調査班、帰宅困難者・外国人対応班、渉外班、学校教育班、消防本部、被災生活支援本部（災害班、小学校区防災拠点を含む。）</u>、被災市街地対応本部、行徳本部、医療本部（保健・福祉活動チーム）を設置する。</p>	<p>第1 災害対策本部設置前の体制（水防組織）</p> <p>3 第2 配備体制（緊急活動本部体制）  <u>避難所を開設する必要がある場合等に</u>、危機管理監の発令に基づき、災害対応事務局、広報班、<u>業務継続班、予算・調査班、</u> 渉外班、学校教育班、消防本部、被災生活支援本部（災害班、小学校区防災拠点を含む。）、被災市街地対応本部、行徳本部、医療本部（保健・福祉活動チーム）を設置する。</p>
P72	第3章 第1節	<p>第1 災害対策本部設置前の体制（水防組織）</p> <p>3 第2 配備体制（緊急活動本部体制）</p> <p>(3) 災害体制協議会の開催基準</p> <p>①<u>小規模な道路冠水や家屋への浸水被害のおそれがある場合又は被害が発生した場合</u></p> <p>②<u>小規模な崖くずれによる被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合</u></p> <p>③<u>第1 配備体制中に小規模な道路冠水や家屋の浸水被害が発生した場合</u></p> <p>④<u>突発的で局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）による被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合</u></p> <p>⑤その他、危機管理監が必要と判断した場合</p>	<p>第1 災害対策本部設置前の体制（水防組織）</p> <p>3 第2 配備体制（緊急活動本部体制）</p> <p>(3) 災害体制協議会の開催基準</p> <p>①<u>土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されるおそれがある場合又は発表された場合</u></p> <p>②<u>気象警報が発表され、かつ市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率70%以上）場合</u></p> <p>③<u>避難所を開設する必要がある場合</u></p> <p>④その他、危機管理監が必要と判断した場合</p>
P77	第3章 第1節	<p>第2 災害対策本部の設置</p> <p>各対応本部・拠点の組織構成</p> <p>基本的な役割</p> <p>災害対応事務局</p> <p>…</p> <p>▶本部会議の運営に関すること</p> <p>—</p> <p>▶避難情報の発令準備に関すること</p>	<p>第2 災害対策本部の設置</p> <p>各対応本部・拠点の組織構成</p> <p>基本的な役割</p> <p>災害対応事務局</p> <p>…</p> <p>▶本部会議の運営に関すること</p> <p>▶<u>防災行政無線、緊急速報メールの発信に関すること</u></p> <p>▶避難情報の発令準備に関すること</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
P78	第3章 第1節	<p>第2 災害対策本部の設置 各対応本部・拠点の組織構成 基本的な役割 被災生活支援本部 … ▶ ペット対策に関すること — —</p>	<p>第2 災害対策本部の設置 各対応本部・拠点の組織構成 基本的な役割 被災生活支援本部 … ▶ ペット対策に関すること ▶ <u>帰宅困難者の支援に関すること</u> ▶ <u>外国人の支援に関すること</u></p>
P79	第3章 第1節	<p>3 各対応本部・拠点の組織構成 本市の災害対応体制及び所掌事務 本部直轄班 広報班 … ▶ 災害ポータルページの更新に関すること ▶ メール情報配信サービス、<u>緊急速報メール</u>の配信に関すること ▶ SNSの配信に関すること ▶ 広報車・広報紙等による市民への広報に関すること</p> <p><u>システム・受援班</u> ▶ <u>応急対策活動に係る情報システムの維持管理に係ること</u> ▶ <u>災害情報のモニタリング・分析に関すること</u> ▶ <u>市民ニーズの分析に関すること</u> ▶ <u>災害対応事務局との総合調整・支援に関すること</u> ▶ <u>ボランティアの受け入れに関すること</u> ▶ <u>応援・受援に関すること</u></p> <p>業務継続班 ▶ 業務継続に関すること — — —</p> <p><u>帰宅困難者・外国人対応</u> ▶ <u>帰宅困難者の支援に関すること</u> ▶ <u>外国人の支援に関すること</u></p>	<p>3 各対応本部・拠点の組織構成 本市の災害対応体制及び所掌事務 本部直轄班 広報班 … ▶ 災害ポータルページの更新に関すること ▶ メール情報配信サービス _____ の配信に関すること ▶ SNSの配信に関すること ▶ 広報車・広報紙等による市民への広報に関すること</p> <p>(削除) ※業務継続班へ統合</p> <p>業務継続班 ▶ 業務継続に関すること ▶ <u>応援・受援に関すること</u> ▶ <u>ボランティアの受け入れに関すること</u> ▶ <u>情報システムの維持管理に関すること</u></p> <p>(削除) ※被災生活支援本部に統合</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
P83	第3章 第1節	<p>第3 職員の参集・配備</p> <p>1 配備体制 配備基準</p> <p>第1 配備体制</p> <p><u>原則、災害体制協議会で協議し、危機管理監が発令</u></p> <p><u>○災害体制協議会の開催基準</u></p> <p>第2 配備体制</p> <p><u>原則、災害体制協議会で協議し、危機管理監が発令</u></p> <p><u>○災害対応協議会の開催基準</u></p> <p><u>・小規模な道路冠水や家屋への浸水被害のおそれがある場合、又は被害が発生した場合</u></p> <p><u>・小規模な崖くずれによる被害が発生するおそれがある場合、又は被害が発生した場合</u></p> <p><u>・第1 配備体制中に小規模な道路冠水や家屋の浸水被害が発生した場合</u></p> <p><u>・突発的で局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）による被害が発生するおそれがある場合、又は被害が発生した場合</u></p> <p><u>・その他、危機管理監が必要と判断した場合</u></p>	<p>第3 職員の参集・配備</p> <p>1 配備体制 配備基準</p> <p>第1 配備体制</p> <p><u>次の何れかに該当した場合</u></p> <p>第2 配備体制</p> <p><u>原則、災害体制協議会で協議し、危機管理監が発令</u></p> <p><u>○災害対応協議会の開催基準</u></p> <p><u>・土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されるおそれがある場合又は発表された場合</u></p> <p><u>・気象警報が発表され、かつ市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率70%以上）場合</u></p> <p><u>・避難所を開設する必要がある場合</u></p> <p><u>・その他、危機管理監が必要と判断した場合</u></p>
P102	第3章 第2節	<p>第3 広報活動の実施</p> <p>1. 市民への広報</p> <p>(1) _____ 広報班は、市民に対し災害に関する正確な情報を提供し、混乱を未然に防ぐために、各対応本部及び災害班等から被災状況や対応状況に関する情報を収集し、適時、市民等に対する広報活動を実施する。</p>	<p>第3 広報活動の実施</p> <p>1. 市民への広報</p> <p>(1) <u>災害対応事務局及び広報班は、市民に対し災害に関する正確な情報を提供し、混乱を未然に防ぐために、各対応本部及び災害班等から被災状況や対応状況に関する情報を収集し、適時、市民等に対する広報活動を実施する。</u></p>
P148	巻末資料	<p>第1 避難場所・避難所一覧（1）</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>第1 避難場所・避難所一覧（1） ※追加</p> <p><u>J:COM 北市川スポーツパーク</u></p> <p><u>大柏川ビジターセンター</u></p> <p><u>市民プール</u></p> <p><u>グリーンセンター(管理棟)</u></p>
P168	巻末資料	<p>第3 福祉避難所一覧</p> <p>No21 <u>保健医療福祉センター</u></p>	<p>第3 福祉避難所一覧</p> <p>No21 <u>タムス市川リハビリテーション病院</u></p>

<その他修正事項>

○組織改正に伴う名称変更等

- ・広報室 ⇒ 市長公室
- ・管財部（新設）
- ・情報政策部 ⇒ 情報管理部
- ・文化スポーツ部 ⇒ 文化国際部
- ・スポーツ部（新設）
- ・経済部、観光部 ⇒ 観光経済部
- ・こども政策課部 ⇒ こども部
- ・水と緑の部 ⇒ 下水道部

○その他内容の変更を伴わない軽微な修正

市川市地域防災計画（大規模事故編） 新旧対照表

ページ	修正箇所	現行	修正後
P8	第2章第3節	<p>■事故対策本部の所掌事務 災害対応事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢災害活動方針案の作成</li> <li>➢被害状況の分析</li> <li>➢本部会議の運営</li> <li>-</li> <li>➢避難指示の発令準備</li> <li>➢千葉県や自衛隊等との連絡・調整</li> </ul> <p>広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢本部長等のスケジュール管理</li> <li>➢記者発表・取材対応・報道機関への広報 依頼</li> <li>➢災害ポータルページの更新</li> <li>➢メール情報配信サービス、<u>緊急速報メールの配信</u></li> <li>➢SNSの配信</li> <li>➢広報車・広報紙等による市民への広報</li> </ul> <p><u>システム受援班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢<u>応急対策活動に係る情報システムの維持管理</u></li> <li>➢<u>記者発表・取材対応・報道機関への広報依頼</u></li> <li>➢<u>災害ポータルページの更新</u></li> <li>➢<u>メール情報配信サービス、緊急速報メール配信</u></li> <li>➢<u>SNSの配信</u></li> <li>➢<u>広報車・広報紙等による市民への広報</u></li> </ul>	<p>■事故対策本部の所掌事務 災害対応事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢災害活動方針案の作成</li> <li>➢被害状況の分析</li> <li>➢本部会議の運営</li> <li>➢<u>緊急速報メールの配信</u></li> <li>➢避難指示の発令準備</li> <li>➢千葉県や自衛隊等との連絡・調整</li> </ul> <p>広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢本部長等のスケジュール管理</li> <li>➢記者発表・取材対応・報道機関への広報 依頼</li> <li>➢災害ポータルページの更新</li> <li>➢メール情報配信サービス_</li> <li>➢SNSの配信</li> <li>➢広報車・広報紙等による市民への広報</li> </ul> <p>(削除)</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
P8	第2章第3節	業務継続班 > 業務継続 - - - <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> > <u>帰宅困難者の支援</u> > <u>外国人の支援</u>	業務継続班 > 業務継続 > <u>応援・受援</u> > <u>ボランティアの受け入れ</u> > <u>情報システムの維持管理</u>  (削除)
P9	第2章第3節	■ 事故対策本部の所掌事務 被災生活支援本部 > 災害対策本部指揮所内の各係（市民からの要望受付等） > 災害班の運営支援 > 小学校区防災拠点の運営支援 > 避難所の開設・管理 > 労務供給 > 救援物資の供給 > 要配慮者への支援 > 生活再建支援 > 公共施設等の利用調整・管理 > 応急仮設住宅の入居斡旋 > ペット対策 - -	■ 事故対策本部の所掌事務 被災生活支援本部 > 災害対策本部指揮所内の各係（市民からの要望受付等） > 災害班の運営支援 > 小学校区防災拠点の運営支援 > 避難所の開設・管理 > 労務供給 > 救援物資の供給 > 要配慮者への支援 > 生活再建支援 > 公共施設等の利用調整・管理 > 応急仮設住宅の入居斡旋 > ペット対策 > <u>帰宅困難者の支援</u> > <u>外国人の支援</u>

<その他修正事項>

- 組織改正に伴う名称変更等